

平成 20 年 2 月 15 日

株式会社東京証券取引所 上場部 御中

全国銀行協会

「四半期決算短信の新様式・作成要領（試案）」に対する意見書について

今般、公表された試案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「四半期決算短信様式・作成要領」【一般事業会社（第 1～第 3 四半期）及び特定事業会社（第 1・第 3 四半期）用】
 - (1) 「連結財務諸表作成会社様式」中の「4 (4) 発行済株式数（普通株式）」について（4 ページ。他の様式の同一記載箇所を含む。）

の「期中平均株式数（四半期連結累計期間）」については、自己株式を含めるか否かを作成要領に明記していただきたい。
 - (2) 「【定性的情報・財務諸表等】」中の「5 (2) 四半期連結損益計算書」について（30 ページ）

当該記載に従い、重要な差異があるとして四半期連結会計期間（3 ヶ月）の損益計算書を開示した場合、前年の同一四半期連結会計期間（3 ヶ月）の開示が必要になるか確認したい。

また、重要な差異があるとして四半期連結会計期間（3 ヶ月）の損益計算書を開示した場合であって、翌年の同一四半期連結会計期間（3 ヶ月）の損益計算書は重要な差異がないとして四半期連結会計期間（3 ヶ月）の損益計算書を開示しない場合には、既に開示した前年の同一四半期連結会計期間（3 ヶ月）の損益計算書の開示は不要になるのか確認したい。
2. 「四半期決算短信における適用初年度の対応について」
 - (1) 四半期連結会計期間（3 ヶ月）の損益計算書を開示する場合の取扱い
四半期連結会計期間（3 ヶ月）の損益計算書を開示する場合、前年の同一四半期連結会計期間（3 ヶ月）の損益計算書の開示は不要であることを明記していただきたい。

(2)平成20年6月期の取扱い

適用初年度の平成20年6月期において、X B R L形式の財務諸表が必要であるか否かを明確にしていきたい。

(3)サマリー情報の取扱い

サマリー情報については、新T D n e t稼働当初からX B R L形式により提出するとの記載があるが、具体的な方法につき確認したい。

T D n e tで準備された様式に手入力する方法は、精査が行い難く、記入ミス等のリスクが高いため、代替的な方法（従来どおりのP D F形式による開示）を可能とする取扱いも検討していきたい。

なお、決算短信を自社のホームページ等に掲載することが一般的だが、X B R Lを表示するためのソフトウェアを敢えて入れない限りはP D Fによりこれを行うことになること、銀行及び銀行持株会社については短信のサマリー情報の様式が一般事業法人と異なるため従来どおりの形式では記載できないことが懸念されることも考慮していきたい。

また、東京証券取引所作成資料「新T D n e tの稼働に伴う上場会社の対応」の6ページによると、業績予想の変更に係る財務情報をX B R L形式で行うと記載されている。この場合にも、T D n e tで準備された様式に手入力する方法は、記入ミス等のリスクが高いため、別の方法あるいは代替的な方法によることを検討していきたい。

以 上